

2026年5月13日

各 位

会社名 株式会社エフ・シー・シー
代表者名 代表取締役社長 齋藤 善敬
(コード：7296、東証プライム)
問合せ先 上席執行役員事業管理統括 長坂 三樹伸
(TEL. 053-523-2471)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、①会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うこと、並びに、②会社法第178条の規定に基づき、当社が保有する自己株式の一部を消却することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、将来の成長のために必要な設備投資や研究開発を行い、会社の競争力を維持、強化することで企業価値の向上に努めるとともに、連結業績や配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当を継続していくことを基本方針とし、2023年5月に公表した「第12次中期経営計画」（2023年度から2025年度）において、健全な財務を維持しながら、二輪事業及び四輪事業の中のクラッチ事業で創出したキャッシュを成長投資へ重点的に振り分け、総還元性向40%以上を目標として掲げておりました。また、2026年5月13日に公表した「第13次中期経営計画」では、連結配当性向50%又はDOE（株主資本配当率）3.5%のいずれか高い方を目標とするとともに、機動的な自己株式の取得を行うことを目標として掲げております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、当社は、2025年度の配当につきましては、中間配当は1株につき67円で実施しており、2026年5月13日、期末配当は1株につき127円、年間では1株につき194円の実施を決議しております。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会でも決議できるようにすることにより、経営環境の変化に応じた機動的な配当及び資本政策を遂行することを目的とするものです。

なお、本日までの過去5年間において、当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2024年5月10日開催 取締役会	2024年5月13日～ 2024年6月14日	587,500株	1,299,851,100円
2024年11月1日開催 取締役会	2024年11月11日～ 2024年12月20日	821,900株	2,499,882,600円

かかる状況の下、当社は、2025年11月中旬、当社の第三位株主であり、創業家の資産管理会社である株式会社ワイ・エー（以下、「ワイ・エー」といいます。本日現在の所有株式数2,556,240株（所有割合

(注) : 5.28%)より、その所有する当社の普通株式(以下、「当社普通株式」といいます。)の一部を売却する意向がある旨を確認しました。

(注) 「所有割合」とは、当社が2026年5月13日に提出した「2026年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下、「2026年3月期決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数52,056,530株から同日現在の当社が所有する自己株式3,621,868株を控除した株式数48,434,662株に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。以下同じです。

当社は、上記意向を受けて以降、当社がワイ・エーから自己株式を取得することの是非について初期的な検討を開始し、その後、当社の財務状況等を踏まえ、断続的に検討を行っておりましたが、2026年3月初旬、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑み、当社普通株式を自己株式として取得することの是非についての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)や自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるという結論に至りました。

また、当社は、自己株式の具体的な取得方法に関し、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況のほか、当社の資本政策面の観点も考慮し、公開買付けによる方法やToSTNeT-3を利用する方法など検討を重ねました。その結果、当社は、2026年3月初旬、公開買付けによる方法であれば、①ワイ・エー以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できること、②株主間の平等性の観点から問題がないこと、③法令等にしがたった公開買付けの手続で買い付けることによって、取引の透明性が担保できること、④市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格を市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優れた選択肢とはならないこと、⑤資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益に資すること等から、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるという考えに至りました。

本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、東京証券取引所に上場している銘柄について、2022年1月以降に決議され、2026年2月28日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例107件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例94件(以下、「本事例」といいます。)において10%程度(9%超~10%)の事例が76件と最多であることを踏まえ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として10%程度が適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保できると判断いたしました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日(2026年5月13日)の前営業日(2026年5月12日)の過去3か月及び6か月間の東京証券取引所のプライム市場(以下、「東京証券取引所プライム市場」といいます。)における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日(2026年5月13日)の前営業日(2026年5月12日)の過去1か月間の当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2026年3月13日、ワイ・エーに対し、当社普通株式について、本公開買付

けの実施に係る当社取締役会決議日（2026年5月13日）の前営業日（2026年5月12日）までの過去1か月間の当社普通株式の終値単純平均値に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、協議・交渉したところ、ワイ・エーより、同日、その所有する当社普通株式の一部である1,000,000株（所有割合：2.06%）（以下、「売却意向株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の回答を得たことをもって、口頭で合意しました。なお、当社はワイ・エーとの間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。また、ワイ・エーより、本公開買付け後に残存する当社普通株式に係る所有又は処分の方針については、現時点においては所有を継続する予定である旨の連絡を受けております。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年5月13日開催の取締役会において会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付け価格を当社取締役会決議日（2026年5月13日）の前営業日である2026年5月12日までの過去1か月間の当社普通株式の終値単純平均値3,425円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して10%のディスカウントを行った価格である3,083円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。）とすることを決議いたしました。なお、ワイ・エーは、売却意向株式に関して、2025年度の期末配当を受領する予定です。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとして、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となることから、当社は売却意向株式の一部を取得することになります。当社は、応募株券等の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、売却意向株式の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式について、ワイ・エーより、取り得る選択肢について検討する方針である旨の回答を得ております。

本公開買付けに要する資金について、当社は、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、2026年3月期決算短信に記載の2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は713億円であり、本公開買付けの実施に約34億円を要することを考慮しても、当社の手元流動性は十分に確保でき、今後当社の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積上げ等も見込めることから、事業運営を行うに当たって十分な資金が確保でき、一度にまとまった金額の自己株式を取得した場合も当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例のうち、応募を合意している株式数に対して10%程度上乗せした買付予定数を設定している事例が50件と最多であり、ワイ・エー以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、売却意向株式1,000,000株に対して10%を上乗せした1,100,000株（所有割合：2.27%）を買付予定数とすることといたしました。

なお、当社の代表取締役である斎藤善敬氏は、同氏の配偶者である斎藤美紀氏がワイ・エーの取締役を務めているため、本公開買付けに関して特別利害関係を有するおそれがあることに鑑み、利益相反を回避し、取引の公正性を高める観点から、当社とワイ・エーとの本公開買付けの諸条件に関する交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、2026年5月13日開催の当社の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。

また、当社では、本公開買付けにより取得した自己株式については、2026年8月31日に全量消却する方針です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,100,100株（上限）	3,391,608,300円（上限）

（注1）発行済株式総数は、52,056,530株（2026年5月13日現在）です。

(注2) 取得する株式総数の発行済株式総数に対する割合は、2.11%です(小数点以下第三位を四捨五入)。

なお、取得する株式総数の所有割合は、2.27%です。

(注3) 買付予定数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注4) 取得することができる期間は、2026年5月14日から2026年8月31日までです。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2026年5月13日(水曜日)
② 公開買付開始公告日	2026年5月14日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2026年5月14日(木曜日)
④ 買付け等の期間	2026年5月14日(木曜日)から 2026年6月10日(水曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,083円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、本事例において10%程度(9%超~10%)の事例が76件と最多であることを踏まえ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として10%程度が適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断いたしました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日(2026年5月13日)の前営業日(2026年5月12日)の過去3か月及び6か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日(2026年5月13日)の前営業日(2026年5月12日)の過去1か月間の当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2026年3月13日、ワイ・エーに対し、当社普通株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2026年5月13日)の前営業日(2026年5月12日)までの過去1か月間の当社普通株式の終値単純平均値に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、協議・交渉したところ、ワイ・エーより、同日、売却意向株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得たことをもって、口頭で合意しました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年5月13日開催の取締役会において会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を当社取締役会決議日(2026年5月13日)の前営業日である2026年5

月 12 日までの過去 1 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,425 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 3,083 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 3,083 円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 5 月 12 日の当社普通株式の終値 3,465 円から 11.02%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）をディスカウントした価格、同日までの過去 1 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,425 円から 9.99%をディスカウントした価格、同日までの過去 3 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,485 円から 11.54%をディスカウントした価格、同日までの過去 6 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,569 円から 13.62%をディスカウントした価格となります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、本事例において 10%程度（9%超～10%）の事例が 76 件と最多であることを踏まえ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として 10%程度が適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断いたしました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日（2026 年 5 月 13 日）の前営業日（2026 年 5 月 12 日）の過去 3 か月及び 6 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日（2026 年 5 月 13 日）の前営業日（2026 年 5 月 12 日）の過去 1 か月間の当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2026 年 3 月 13 日、ワイ・エーに対し、当社普通株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2026 年 5 月 13 日）の前営業日（2026 年 5 月 12 日）までの過去 1 か月間の当社普通株式の終値単純平均値に対して 10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、協議・交渉したところ、ワイ・エーより、同日、売却意向株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得たことをもって、口頭で合意しました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026 年 5 月 13 日開催の取締役会において会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を当社取締役会決議日（2026 年 5 月 13 日）の前営業日である 2026 年 5 月 12 日までの過去 1 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,425 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 3,083 円とすることを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役である齋藤善敬氏は、同氏の配偶者である齋藤美紀氏がワイ・エーの取締役を務めているため、本公開買付けに関して特別利害関係を有するおそれがあることに鑑み、利益相反を回避し、取引の公正性を高める観点から、当社とワイ・エーとの本公開買付けの諸条件に関する交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、2026 年 5 月 13 日開催の当社の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,100,000 株	—株	1,100,000 株

（注 1）応募株券等の数の合計が買付予定数（1,100,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（1,100,000 株）を超えるときは、その超え

る部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 3,423,900,000 円

(注) 買付け予定数 (1,100,000 株) をすべて買付けた場合の買付け代金に、買付け手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
2026 年 7 月 2 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付け代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、

「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付け価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等 (国内に本店又は主たる事務所を有する法人 (内国法人) に限りません。) が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付け代理人に対して2026年6月10日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。) を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類 (その写しを含みます。) も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。) 又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと (当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、2026年5月13日付で「2026年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上収益	260,836百万円
営業利益	18,927百万円
税引前利益	21,567百万円
当期利益	18,806百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	18,760百万円

(ロ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
基本的1株当たり当期利益	387.36円

- ③ 当社は、2026年5月13日付で「第13次中期経営計画」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。
- ④ 当社は、2026年5月13日付で「剰余金の配当に関するお知らせ」を公表しております。当社は、同日付の取締役会により、2025年度の期末配当につき、1株につき127円とする予定である旨決議いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。
- ⑤ 当社は、2026年5月13日付で「連結業績予想と実績値との差異および個別業績の前期実績値との差異に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

II. 自己株式の消却

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社が保有する自己株式の一部を消却することを決議いたしました。当該自己株式の消却の概要は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の総数 | 本公開買付けにより取得した自己株式の全部 |
| 3. 消却予定日 | 2026年8月31日 |

(ご参考)

2026年3月31日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数(自己株式を除く) 48,434,662株
自己株式数 3,621,868株

以上